

介護予防支援等業務の実施方法等について

1 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成について

- ① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防ケアプラン」という）の作成について、地域包括支援センター（以下「センター」という）が介護予防支援契約書第 3 条の規定により、委託する居宅介護支援事業所は次のとおりです。

介護保険指定 事業所番号	事業所番号：
事業所の名称	
所在地 (連絡先)	〒 電話番号： F A X 番号：

- ② センターは介護予防ケアプランの原案作成に際して、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ※ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する場合としない場合で、訪問の頻度が変更となります。
- イ 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- ウ センターは、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- エ センターは、介護予防ケアプランの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者より専門的な見地からの情報を求めます。
- オ センターの担当者等が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
- カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
- キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ク 介護予防ケアプランの業務を効率良く実施するために、ケアプラン作成支援ソフトやケアプランデータ連携システム、生成 A I などの「I C T」を活用します。その際は、個人情報の流出に十分配慮します。

③ センターは、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

④ センターは、介護予防ケアプランの原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア センターは、利用者の介護予防ケアプランの原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防ケアプランを作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、センターが作成した介護予防ケアプランの原案に同意しない場合には、センターに対して介護予防ケアプランの原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

① センターは、介護予防ケアプラン作成後も、利用者またはその家族、さらに介護予防サービス事業者と継続的に連絡を取り、介護予防ケアプランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者と調整を行います。

② センターは、介護予防ケアプランが効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。

③ センターは、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防ケアプランの変更について

センターが介護予防ケアプランの変更の必要性を認めた場合、またはセンターが介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、センターと利用者双方の合意をもって介護予防ケアプランの変更を、この介護予防支援等業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

センターは、介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護（要支援）認定等の協力について

① センターは、利用者の要介護または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② センターは、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。